

神奈川工科大学ボランティアビューロー規程

（設置）

第1条 神奈川工科大学（以下「本学」という。）に、ボランティア活動の推進及びその支援を図るために神奈川工科大学ボランティアビューロー（以下「ビューロー」という。）を工学教育研究推進機構支援室地域連携・貢献センターに設置する。

（業務）

第2条 ビューローは、次に掲げる業務を行う。

- （1） 本学の学生及び教職員のボランティア活動の支援に関すること。
- （2） ボランティアに関する情報の収集、管理及び提供に関すること。
- （3） ボランティア関係機関、関係団体及び関係自治体等との連絡調整に関すること。
- （4） その他、必要な事項。

（組織）

第3条 ビューローは次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 地域連携・貢献センター長（地域連携統括コーディネーター）を責任者とする。
- （2） 地域連携統括コーディネーターが指名する地域連携コーディネーター。
- （3） その他センター長が必要と認めた者。

（兼務担当教職員）

第4条 地域連携統括コーディネーターが兼務担当教職員の指名を行うときは、事前に当該教職員が専任担当として配置されている組織の長の承諾を得るものとする。

（会議等）

第5条 地域連携統括コーディネーターはビューロー業務を円滑に行うための会議を必要に応じて招集できるものとする。

（事務）

第6条 ビューローに関する事務は、学務部学生課の協力を得て工学教育研究推進機構支援室地域連携・貢献センターが行う。

（その他）

第7条 この規定に定めるもののほか、ビューローに関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。